

## 認定住宅に係る税額控除制度

個人が、認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）の新築等をして、その家屋を自己の居住の用に供した場合において、その年分の合計所得金額が3,000万円以下であるときは、一定の要件の下で、その認定住宅について講じられた構造及び設備に係る「標準的な費用の額」（税額控除限度額は650万円<sup>（注）</sup>（平成26年3月31日以前は500万円）の10%に相当する金額をその年分の所得税額から控除（控除しきれない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除）することができる。

[適用期限：平成21年6月4日から平成33年12月31日まで]

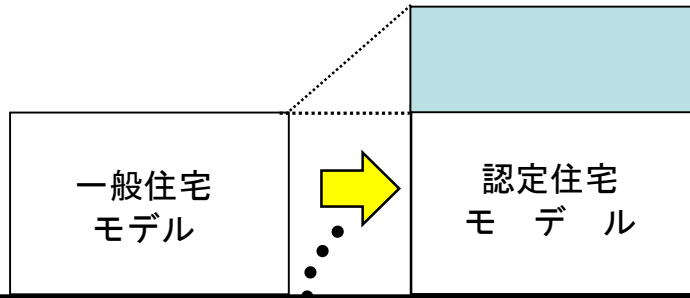
（注）認定住宅の対価の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の限度額。それ以外の場合は500万円。

○ **税額控除額** = **標準的な費用の額** × 10%

○ **標準的な費用の額** = **1㎡当たりの標準的な性能強化費用** × **住宅の床面積（㎡）**



〈標準モデルを設定し、標準的な建築コストを算出〉



認定住宅の認定基準（耐久性、耐震性、省エネ性能等）に適合するために必要となる標準的な性能強化費用 [告示で限定]

○構造の区分に関わらず1㎡当たり43,800円

例えば： 耐久性の強化（床下換気、防蟻防腐対策等）  
耐震性の強化（壁量増加等）  
省エネ性能の強化（断熱材の厚さ増量等）  
可変性の強化（天井高の確保等）